

令和元年度 市民の声一覧(令和元年10月1日～令和2年3月31日)

受付月	分類	件名	市民の声の内容の概要	回答(対応)内容の概要	担当課
12月	福祉	認知症予防	難聴の方が多い しかし補聴器が高過ぎ 補助や販売元への行政からの指導を希望します。 費用は片耳で147,000円から400,000円 拡声器50,000円をつかっている方が多い、 これは難聴が進みます。	現在高知市で行っている補聴器への助成について説明させていただきます。 補聴器は、障害者総合支援法に基づいた補装具として、身体障害者手帳を所持している方、または障害者総合支援法施行令に定める疾病による障害のある方で、判定等により補聴器が必要であると認められる方に、交付または修理に要する費用の助成を行っております。 補装具費が支給される補聴器の内容等については、厚生労働大臣の告示に定められております。生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は自己負担はなく、市町村民税課税世帯は1割の自己負担となっています。ただし、高額所得世帯は支給対象外となります。 補聴器の耐用年数は5年と設定されておりますので、再支給は耐用年数を過ぎてから行われま す。しかし、障害状況の変化等で身体に合わなくなった場合や、著しく破損し修理不能となった場 合は、耐用年数内でも再支給が可能です。 その他の支援策として、身体障害者手帳の交付対象とならない、別途要件はありますが、18 歳未満の軽度・中度難聴児への補聴器購入費用の助成も行っております。 助成額としては、補助基準額の3分の2以内としておりますが、市県民税を滞納していたり、 高額所得世帯は支給対象外となります。 なお、修理についての助成は行っておりません。 補聴器購入の際には、このような助成制度をご利用いただければと思います。 助成制度利用についてご希望がありましたら、障がい福祉課までご相談いただけますよう、お願 いいたします。	障がい福祉課
1月	福祉	生活保護のことで聞きたい	生活保護のことで聞きたいです。障害年金を申請中で、決定すれば、12月分以降の年金が3月 か4月にまとめて入金になる出る見込みですが、その場合、障害年金の額は減額されますか。 仮に4月に入金になる場合、障害年金約10万円が入ってきますが、その年金額が減額になる のか、それとも生活保護費が減額になるのか知りたいです。	生活保護費は、家族の人数などに応じて算出される「最低基準生活費」と生活保護を申請した世 帯の「収入認定額」とを比較して不足する分が支給額となります。 今回想定されている、障害年金が認定されて12月分からの障害年金が4月に支給されたケー スではどのような対応になるか説明いたします。 この場合、4月に障害年金を受給するまでの間は、障害年金の金額を減額せずに生活保護費 を支給いたします。障害年金が出るまでの間、生活保護費でこれを立替えるようなイメージです。 そして4月に12月分からの障害年金がまとめて支給された際に、これまでに立替えていた分の 生活保護費についてこのとき受給した障害年金から返還していただきます。次月からは当初の 原則どおり、障害年金相当額を減額した生活保護費が支給されます。 生活保護費の計算や返還金の金額等は、実際には医療費の状況などによって変化しますの で、詳細については高知市福祉管理課までご相談いただければと存じます。	福祉管理課
2月	福祉	高知市の行政(ケアマネジャー 等)の利用について	高知市に兄が住んでいます。 実家は市外〇〇町です。 両親は2人とも認知症で3月からは高知市内の施設で2人お世話になる事になっているよう ですが、ずっとそこに入所できるかというと、そうではないらしく、市外〇〇町のケアマネ ジャーさんと相談中とのことです。 そこでお問い合わせしたい本題なのですが、私は兄弟姉妹の移動の負担を減らすためにも兄 姉妹の住所のある高知市のケアマネジャーさんにお世話になり、高知市内で施設を探す事は できないものかと考えています。 他市町村から住所を移さなければならないなどの決まりがあるかとは思いますが、どのよ うな条件を満たせば市外〇〇町の高齢者が高知市の行政(ケアマネジャーさん等)を利用 できるか教えていただけたらと思います。 よろしくお願いたします。	高知市内にある事業所(会社)のケアマネジャーであっても、高知市外の利用者の担当になる ことができます。 また、その際、住所を市外〇〇町から、高知市に移す必要もありませんので、住所変更を行 わず、現在、ご両親を担当されている市外〇〇町のケアマネジャーから、高知市のケア マネジャーに担当の変更を行い、高知市内で施設を探すことは可能です。なお、市外〇〇 町から高知市のケアマネジャーに変更する手続きやご両親の今後の支援のことなどを、 具体的に相談できる行政機関(地域包括支援センターといいます。)があります。 連絡いただければ、〇〇様と相談し具体的に今後の方針等を決定するよう伝達・調整 することも可能です。	介護保険課